め、同表奄美群島の項中「前項第六号の二百分の五十」を「前項第二号の十一百分の五十」に、「前項第八号の三百分の五十五」を「前項第六号の二百分の五十」に、「百分の七十」を「前項第八号の三百分の六十」に改め、同表離島の項中「前項第六号の二百分の五十」を「前項第二号の十一百分の五十」に、「百分の五十五」を「前項第六号の二百分の五十」に、「百分の六十」を「前項第八号の三百分の五十五」に改め、同表第五項中「第二号の八」を「第二号の十一」を加え、「及び第八号の二」を「、第二号の十一及び第八号の二」に改める。

附則第六条第二項の表中「第二号の八」の下に「、第二号の十一」を加え、「及び第八号の二」を「、第八号の二及び第八号の四」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和五年四月一日から施行する。

（東日本大震災復興特別区域法施行令の一部改正）

2　東日本大震災復興特別区域法施行令（平成二十三年政令第四百九号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項第二号中「第十二項」を「第十三項」に改め、同条第二項中「及び第二号の九から第三号までの規定」を「、第二号の九、第二号の十及び第三号」に改め、「並びに」を削り、「第八十五条の二第一項の申請によつて都道府県」の下に「とあり、並びに同項第二号の十一中「法第八十五条第一項、第八十五条の二第一項又は第八十五条の三第一項の申請によつて都道府県」を加える。

（大規模災害からの復興に関する法律施行令の一部改正）

3　大規模災害からの復興に関する法律施行令（平成二十五年政令第二百三十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号中「第十二項」を「第十三項」に改め、同条第二項中「及び第二号の九から第三号までの規定」を「、第二号の九、第二号の十及び第三号」に改め、「並びに」を削り、「第八十五条の二第一項の申請によつて都道府県」の下に「とあり、並びに同項第二号の十一中「法第八十五条第一項、第八十五条の二第一項又は第八十五条の三第一項の申請によつて都道府県」を加える。

内閣総理大臣　岸田　文雄
農林水産大臣　野村　哲郎

沖縄振興開発金融公庫法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和五年三月三十日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第百六号

沖縄振興開発金融公庫法施行令の一部を改正する政令

内閣は、沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）第十九条第一項第六号の規定に基づき、この政令を制定する。

沖縄振興開発金融公庫法施行令（昭和四十七年政令第百八十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項第五号中「宗教法人」の下に「、労働者協同組合」を加え、同項第七号中「社会福祉法人」の下に「又は労働者協同組合」を加える。

附　則

この政令は、令和五年四月一日から施行する。

内閣総理大臣　岸田　文雄
財務大臣　鈴木　俊一

地震保険に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和五年三月三十日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第百七号

地震保険に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、地震保険に関する法律（昭和四十一年法律第七十三号）第三条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

地震保険に関する法律施行令（昭和四十一年政令第百六十四号）の一部を次のように改正する。

第三条中「千二百五十九億円」を「千五百三十三億円」に、「千九百九十七億円」を「二千百六十三億円」に、「十一万八千三分の十一万七千七百十四」を「十一万七千八百三十七分の十一万七千三百九十八」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和五年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この政令による改正後の地震保険に関する法律施行令第三条の規定は、この政令の施行の日以後に締結する地震保険に関する法律第三条第一項に規定する再保険契約について適用し、同日前に締結した同項に規定する再保険契約については、なお従前の例による。

財務大臣　鈴木　俊一
内閣総理大臣　岸田　文雄

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和五年三月三十日

内閣総理大臣　岸田　文雄